

(1) 省エネ法改正に伴う対応について

改正省エネ法の動向①

■2022年度第1回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 工場等判断基準ワーキンググループ
(2022/6/8) 資料より抜粋

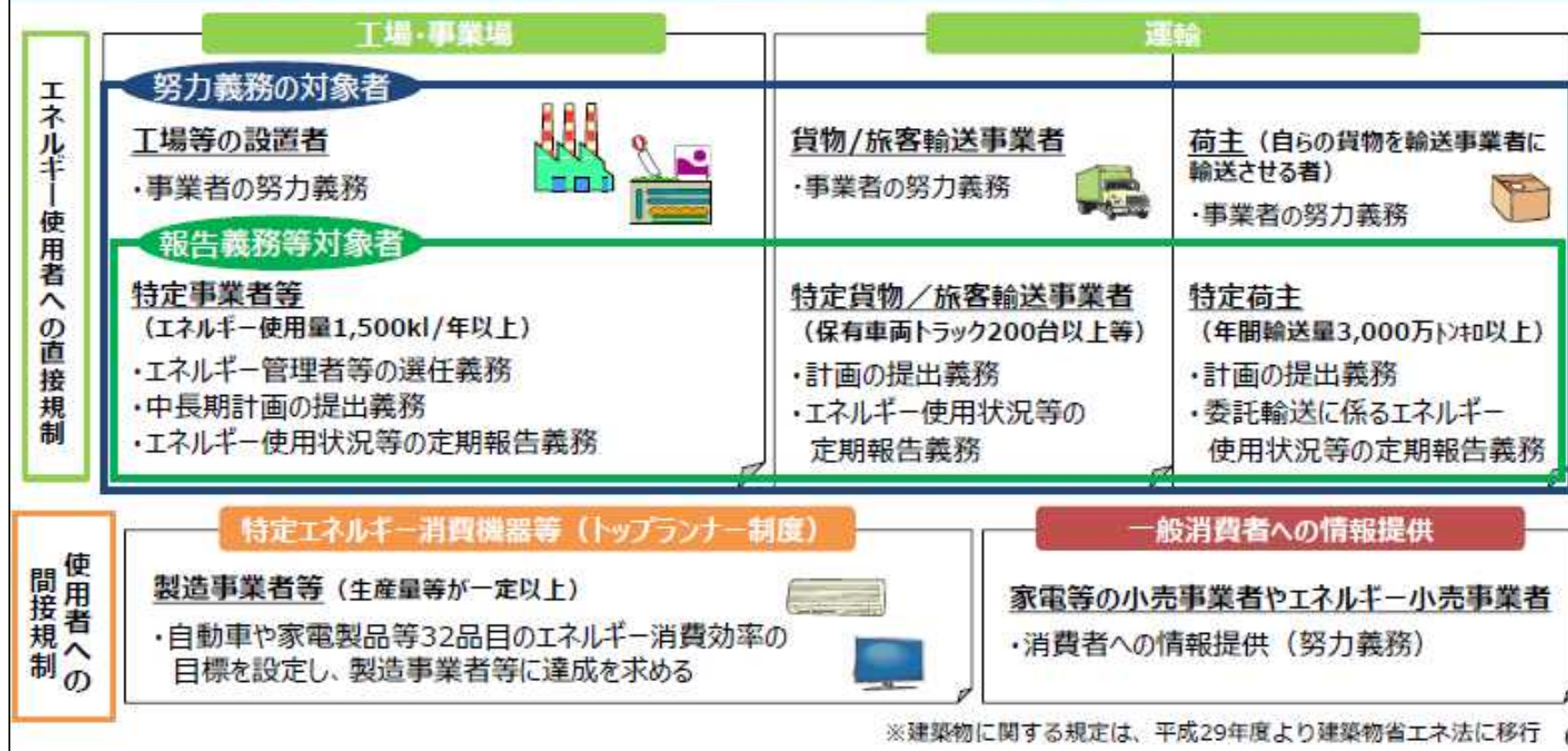
安定的なエネルギー需給構造の確立を図るための エネルギーの使用の合理化等に関する法律等 ^(注) の一部を改正する法律案の概要		2022年3月1日閣議決定、5月13日成立
※エネルギーの使用の合理化等に関する法律、エネルギー供給構造高度化法（高度化法）、JOGMEC法、鉱業法、電気事業法		
背景		
✓ 第6次エネルギー基本計画（2021年10月閣議決定）を踏まえ、「2050年カーボンニュートラル」や2030年度の野心的な温室効果ガス削減目標の実現に向け、日本のエネルギー需給構造の転換を後押しすると同時に、 安定的なエネルギー供給を確保 するための制度整備が必要。		
法律の概要		
✓ 省エネの対象範囲の見直しや非化石エネルギーへの転換促進、脱炭素燃料や技術への支援強化、電源休廃止時の事前届出制の導入や蓄電池の発電事業への位置付け等の措置を講ずることで、①需要構造の転換、②供給構造の転換、③安定的なエネルギー供給の確保を同時に進める。		
(1) 需要構造の転換 （エネルギーの使用の合理化等に関する法律）	(2) 供給構造の転換 （高度化法、JOGMEC法、鉱業法）	
① 非化石エネルギーを含むエネルギー全体の使用の合理化 非化石エネルギーの普及拡大により、供給側の非化石化が進展。これを踏まえ、エネルギー使用の合理化（エネルギー消費原単位の改善）の対象に、非化石エネルギーを追加。化石エネルギーに留まらず、エネルギー全体の使用を合理化	① 再生可能エネルギーの導入促進 - JOGMECの業務に、洋上風力発電のための地質構造調査等を追加 - JOGMECの出資業務の対象に、海外の大規模地熱発電等の探査事業（経済産業大臣の認可が必要）を追加	
② 非化石エネルギーへの転換の促進 - 工場等使用するエネルギーについて、化石エネルギーから非化石エネルギーへの転換（非化石エネルギーの使用割合の向上）を求める - 一定規模以上の事業者に対して、非化石エネルギーへの転換に関する中長期的な計画の作成を求める	② 水素・アンモニア等の脱炭素燃料の利用促進 - 位置づけが不明瞭であった水素・アンモニアを高度化法上の非化石エネルギー源として位置付け、それら脱炭素燃料の利用を促進（高度化法） - JOGMECの出資・債務保証業務の対象に、水素・アンモニア等の製造・液化等や貯蔵等を追加	
③ ディマンドリスポンス等の電気の需要の最適化 - 再エネ出力制御時への需要シフトや、需給逼迫時の需要減少を促すため、「電気需要平準化」を「電気需要最適化」に見直し - 電気事業者に対し、電気需要最適化に資するための措置に関する計画（電気需要最適化を促す電気料金の整備等に関する計画）の作成等を求める	③ CCS[※]の利用促進 - JOGMECの出資・債務保証業務等の対象にCCS事業及びそのための地層探査を追加 - 火力発電であってもCCSを備えたもの（CCS付き火力）は高度化法上に位置付け、その利用を促進（高度化法）	
	④ レアアース・レアメタル等の確保確保 - レアアースを鉱業法上の鉱業権の付与対象に追加し、経済産業大臣の許可がなければ採掘等できないこととする（鉱業法） - JOGMECの出資・債務保証業務の対象に、国内におけるレアメタル等の選鉱・製錬を追加	
※ Carbon dioxide Capture and Storage（二酸化炭素を回収・貯蔵すること）		
(3) 安定的なエネルギー供給の確保 （電気事業法）		
① 必要な供給力（電源）の確保 - 発電所の休廃止が増加し、安定供給へのリスクが顕在化している状況を踏まえ、発電所の休廃止について事前に把握・管理し、必要な供給力確保策を講ずる時間を確保するため、発電所の休廃止について、「事後届出制」を「事前届出制」に改める - 脱炭素化社会での電力の安定供給の実現に向けて、経済産業大臣と広域的運営推進機関が連携し、国全体の供給力を管理する体制を強化		
② 電力システムの柔軟性向上 脱炭素化された供給力・調整力として導入が期待される「大型蓄電池」を電気事業法上の「発電事業」に位置付け、系統への接続環境を整備		
※上記のほか、JOGMECによる事業者に対する情報提供や石油精製プロセスの脱炭素化などの措置を講ずる。		

改正省エネ法の動向②

■2022年度第1回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 工場等判断基準ワーキンググループ
(2022/6/8) 資料より抜粋

【参考】エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）の概要

- 省エネ法では、工場等の設置者、輸送事業者・荷主に対し、省エネ取組を実施する際の目安となるべき判断基準（設備管理の基準やエネルギー消費効率改善の目標（年1%）等）を示すとともに、一定規模以上の事業者にはエネルギーの使用状況等を報告させ、取組が不十分な場合には指導・助言や合理化計画の作成指示等を行う。
- また、特定エネルギー消費機器等（自動車・家電製品等）の製造事業者等^注に対し、機器のエネルギー消費効率の目標を示して達成を求めるとともに、効率向上が不十分な場合には勧告等を行う。注）生産量等が一定以上の者



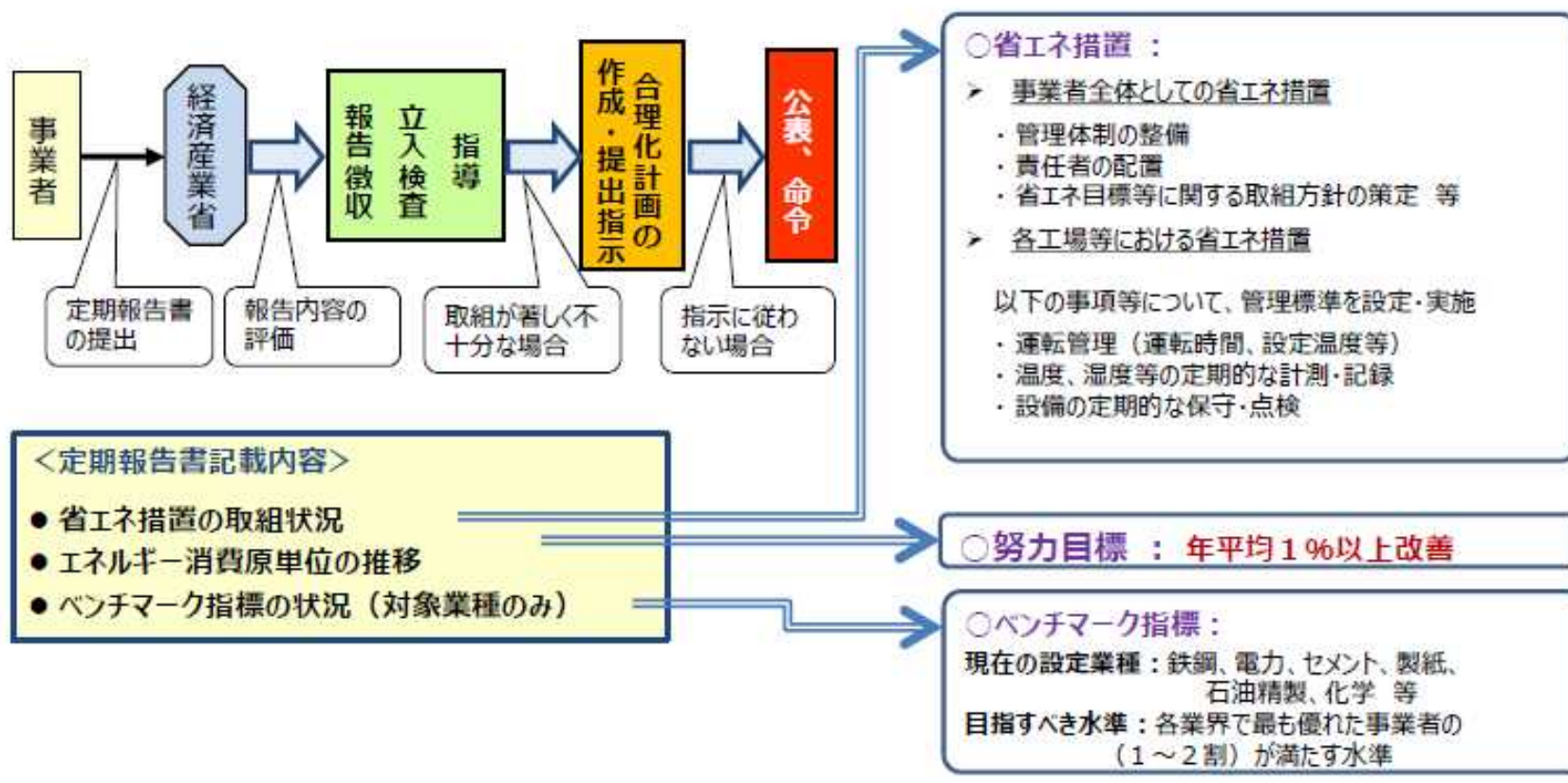
※建築物に関する規定は、平成29年度より建築物省エネ法に移行 6

改正省エネ法の動向③

■2022年度第1回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 工場等判断基準ワーキンググループ
(2022/6/8) 資料より抜粋

【参考】工場・事業場規制の概要

- 省エネ法では、年度のエネルギー使用量が1,500kl以上の事業者は、エネルギーの使用状況等を定期報告しなければならないものとしている。また、定期報告に基づき、国は事業者の取組状況を評価する。
- 評価基準の1つは、エネルギー消費原単位の年平均1%以上の改善。工場等判断基準（経済産業省告示）を勘案し、取組が著しく不十分であれば、国による指導や立入検査、合理化計画作成指示、公表、命令、罰金等が課される。



改正省エネ法の動向④

■2022年度第1回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 工場等判断基準ワーキンググループ
(2022/6/8) 資料より抜粋

改正省エネ法の概要

① エネルギーの使用の合理化の対象範囲の拡大【エネルギーの定義の見直し】

- 省エネ法の「エネルギー」の定義を拡大し、非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの使用の合理化を求める枠組みに見直す。
- 電気の一次エネルギー換算係数は、全国一律の全電源平均係数を基本とする。

② 非化石エネルギーへの転換に関する措置【新設】

- 特定事業者等に対し、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画及び非化石エネルギー使用状況等の定期の報告を求める。
- 電気事業者から調達した電気の評価は、小売電気事業者（メニュー）別の非化石電源比率を反映する。

③ 電気の需要の最適化に関する措置【電気需要平準化の見直し】

- 電気の需給状況に応じた「上げDR」・「下げDR」促進のための電気の一次エネルギー換算係数の設定等により、再エネ出力抑制時への需要シフトや需給逼迫時の需要減少を促す枠組みを構築。
- 電気事業者に対し、電気需要最適化に資する料金体系等の整備を促す枠組みを構築。（現行の需要平準化に資する料金体系の整備に関する計画の作成等の義務の見直し）
- 電気消費機器（トップランナー機器）への電気需要最適化に係る性能の向上の努力義務（現行の需要平準化に資する性能の向上の見直し）

→ これらを踏まえ、

法律名を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に見直し。

（令和4年5月13日 第208回通常国会で成立）

改正省エネ法の動向⑤

- 全電源平均の一次エネルギー換算係数は、直近3年間の全電源平均の平均値として、8.64MJ/KWhの値が示されている。(現行は、火力平均係数の9.76MJ/KWh)
- 見直し周期は、エネルギーミックスの進捗を踏まえて適切に対応することとされている。

■ 2022年度第1回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会
工場等判断基準ワーキンググループ(2022/6/8) 資料より抜粋

検討事項③：電気の一次エネルギー換算係数について

(1) エネルギーの定義

- 電気の一次エネルギー換算係数は、直近3年間（2018年度～2020年度）の全電源平均係数で算定する。
- 見直しの周期については、令和3年6月30日の省エネルギー小委員会で提示したとおり、電気換算係数の変動による事業者への影響を踏まえ、エネルギーミックスの進捗を踏まえて適切に対応する。

■ 全電源平均係数の試算



・総合エネルギー統計の時系列表の電源構成（発電量・投入量）を用いて、各電源の発電効率を算出。
・発電効率は、非燃焼再生エネ（地熱含む）：100%/原子力：33%（所内損失率控除後）/バイオマス：火力平均相当で置換え
・全体に総合損失率（5.1～5.5%）を乗じて算出している。

改正省エネ法の動向⑥

- エネルギー消費原単位については、事業者の取組の連続性を確保するため、2024年度報告(2023年度実績)は改正前省エネ法の換算係数に基づく指標で算出。(改正後省エネ法の換算係数にも基づく指標を併記。)2025年度報告(2024年度実績)以降は、改正後省エネ法の換算係数に基づき算出。
- ベンチマーク制度や機器トップランナー制度では、算定方法の見直しにより、目標値に影響を与えることから、当面は現行の算定方法及び目標値を維持し、目標値を見直す際に評価を見直す方針が示されている。

■2022年度第1回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 工場等判断基準ワーキンググループ (2022/6/8) 資料より抜粋

検討事項③：5年度間平均エネルギー消費原単位について							(2) エネルギーの使用の合理化
- 改正省エネ法では、エネルギーの定義や一次エネルギー換算係数が見直されるため、事業者が算定するエネルギー消費原単位も変わる。事業者の取組の連続性を確保するため、5年度間平均エネルギー消費原単位の算定に当たっては以下のとおりとはどうか。 ① 2024年度報告(2023年度実績)については、(i) 改正前省エネ法の換算係数に基づく指標で対前年度比を算出しつつ、(ii) 改正後省エネ法の換算係数に基づく指標を併記する。 ② 2025年度報告(2024年度実績)以降については、2023年度以前の原単位変化率と2024年度以降の原単位変化率から、5年度間平均エネルギー消費原単位を算出する。							
■2024年度定期報告(2023年度実績) ※括弧内は、改正後の係数に基づく指標							
エネルギーの使用に係る原単位	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	5年度間平均原単位変化率	
対前年度比(%)	100	99	97.9	100	97.77(90)	99.2	
					100(92.8)		
■2025年度定期報告(2024年度実績)							
エネルギーの使用に係る原単位	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	5年度間平均原単位変化率	
対前年度比(%)	99	97.9	100	100(92.8)	97.77	98.9	
					97.77		
■2026年度定期報告(2025年度実績)							
エネルギーの使用に係る原単位	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	5年度間平均原単位変化率	
対前年度比(%)	97.9	100	100(92.8)	97.77	100	99.4	
					97.77		
■2027年度定期報告(2026年度実績)							
エネルギーの使用に係る原単位	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	5年度間平均原単位変化率	
対前年度比(%)	100	100(92.8)	100	100	98.86	99.2	
					98.86		

22

検討事項④：ベンチマーク制度・TR制度について		(2) エネルギーの使用の合理化
- 現行省エネ法のベンチマーク制度では、<u>バイオマス、水素・アンモニア等の非化石燃料を投入エネルギー量から控除して目標を設定している。</u> - 改正省エネ法では、<u>非化石エネルギーについても使用の合理化の対象に含めることとなるが、算定方法を見直す目標値等に影響を与える。</u>このため、経過措置として、ベンチマーク制度では、<u>当面は現行の算定方法及び目標を維持し、目標値そのものを見直す際にエネルギーの評価を見直すこと</u>としてはどうか。(※) 系統電気の一次エネルギー換算係数は現行値を維持。非化石燃料は投入エネルギー量から控除する。 - また、<u>機器トップランナー制度</u>においても、算定方法を見直す目標値等に影響を与えることから、<u>同様に、基準値そのものを見直す際に合わせて、電気換算係数等を見直すこと</u>としてはどうか。		
■ 現行省エネ法の電力供給業ベンチマークにおける非化石燃料の扱い		省エネ法における発電効率の算出方法(混焼及び熱利用の扱い)
① バイオマス燃料及び副産物の扱い ◆ 混焼を行った場合の発電効率の算出方法 発電効率の算出にあたり、発電専用設備に投入するエネルギー量(分母)からバイオマス燃料・副産物のエネルギー量を除外することが可能。 バイオマス燃料や副産物を混焼する場合の「省エネ法における発電効率」の算出方法 発電専用設備から得られる電力エネルギー量 発電専用設備に投入するエネルギー量 発電専用設備から得られる電力エネルギー量 発電専用設備に投入するエネルギー量		② コージェネレーションの扱い ◆ 電気と熱の両方を発生させる場合の発電効率の算出方法 発電効率の算出にあたり、発電専用設備から得られる電力エネルギー量(分子)に発電専用設備から得られる熱エネルギー量のうち熱として活用されるものを加えることが可能。 電気と熱の両方を発生させる場合の「省エネ法における発電効率」の算出方法 発電専用設備から得られる電力エネルギー量 発電専用設備から得られる熱エネルギー量 発電専用設備に投入するエネルギー量

23

改正省エネ法の動向⑦

- 自家発太陽光発電電気は、電気そのもののエネルギー量(3.6MJ/KWh)で換算する方針が示されている。(現行は算定対象外。)

■ 2022年度第1回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会
工場等判断基準ワーキンググループ(2022/6/8) 資料より抜粋

検討事項①：非化石エネルギーの評価方法										(2) エネルギーの使用の合理化
- エネルギー消費原単位等の算定に当たっては、<u>非化石燃料（黒液・廃材、水素、アンモニア等）の熱量換算時に補正係数（$\alpha < 1$）を乗じること</u>としてはどうか。 - なお、<u>自家発太陽光発電電気</u>については、<u>電気そのもののエネルギー量（3.6MJ/kWh）</u>で換算することとしてはどうか。										
$\text{エネルギー消費原単位} = \frac{\text{エネルギー使用量}^*}{\text{生産量等}}$										
※エネルギー使用量の算定方法										
特定事業者等が記入する欄 エネルギーの種類		エネルギー 使用量 [計量単位]	換算 係数	熱量換算値 [GJ]	原油換算 エネルギー 使用量[kJ]	補正 係数(案)	原油換算 エネルギー 使用量[kJ]	補正係数(案)	非化石エネルギー使用割合	うち非化石 エネルギー量 [kJ]
化石 燃料	原油[kJ]	20.00	38.20	764.00	19.71	—	19.71	—	—	0.00
	ガソリン[kJ]	20.00	34.60	692.00	17.85	—	17.85	—	—	0.00
	灯油[kJ]	20.00	36.70	734.00	18.94	—	18.94	—	—	0.00
	重油[kJ]	20.00	39.10	782.00	20.18	—	20.18	—	—	0.00
	石炭(原料炭)[t]	20.00	29.00	580.00	14.96	—	14.96	—	—	0.00
(略)										
非化石 燃料	黒液[t]	10.00	13.60	136.00	3.51	0.80	2.81	—	—	3.51
	廃材[t]	10.00	17.00	170.00	4.39	0.80	3.51	—	—	4.39
(略)										
電気	系統電気[kWh]	1000.00	8.64	8.64	0.22	—	0.22	—	—	0.1052
	系統電気のうち、非化石相当分[%]	40.00	—	—	—	—	—	—	—	—
	自家発太陽光発電電気[kWh]	1000.00	3.60	3.60	0.09	—	0.09	—	—	0.27
熱	産業用蒸気[GJ]	20.00	1.02	20.40	0.53	—	0.53	—	—	0.00
	自家消費太陽熱[GJ]	5.00	1.00	5.00	0.13	—	0.13	—	—	0.13
合計[原油換算(kJ)]					100.51		98.93		100.68	8.40
再エネ証書等加算分		100.00								0.02
非化石エネルギー使用量										8.42
原油換算係数[kJ/GJ] ※固定値		0.0258								
非化石エネルギー使用割合[%]		8.3618								

改正省エネ法の動向⑧

■ 2022年度第2回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 工場等判断基準ワーキンググループ
(2022/10/18) 資料より抜粋

工場等判断基準WG等のスケジュール（予定）

- 改正省エネ法の詳細論については、**2023年4月1日に改正法が施行されるため**、以下のスケジュールで審議を進める。

2022年 6月	(8日) 第1回（検討の方向性）		
7月	非化石エネルギー使用状況の実態調査		
8月			
9月			
10月	(18日) 第2回（非化石目安等個別論点）		
11月	第3回（個別論点）	省エネ小委（論点審議）	「次世代の分散型電力システムに関する検討会（仮称）」 ※11月以降に新たに開催予定 「DRの実績」の評価方法の検討
12月	第4回（取りまとめ）		
2023年 1月		パブリックコメント	
2月	省エネ小委	政省令告示	
3月		閣議決定（基本方針等）	
4月1日	改正省エネ法 施行		
7月	新制度に基づく中長期計画書提出		
...			
2024年 7月	新制度に基づく定期報告書提出		

省エネ基準の概要

○ 省エネ基準とは、建築物が備えるべき省エネ性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する基準であり、一次エネルギー消費量基準と外皮基準からなる。

一次エネルギー消費量基準（住宅・建築物ともに適用）

一次エネルギー消費量が基準値以下となること。

※「一次エネルギー消費量」

- = 空調エネルギー消費量 + 換気エネルギー消費量
- + 照明エネルギー消費量 + 給湯エネルギー消費量
- + 昇降機エネルギー消費量（非住宅用途のみ）
- + その他エネルギー消費量（OA機器等）
- 太陽光発電設備等による創エネ量（自家消費分に限る）

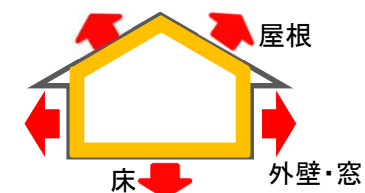
外皮基準（住宅のみに適用）

外皮（外壁、窓等）の表面積あたりの熱の損失量（外皮平均熱貫流率等）が基準値以下となること。

＜外皮を通した熱損失のイメージ＞

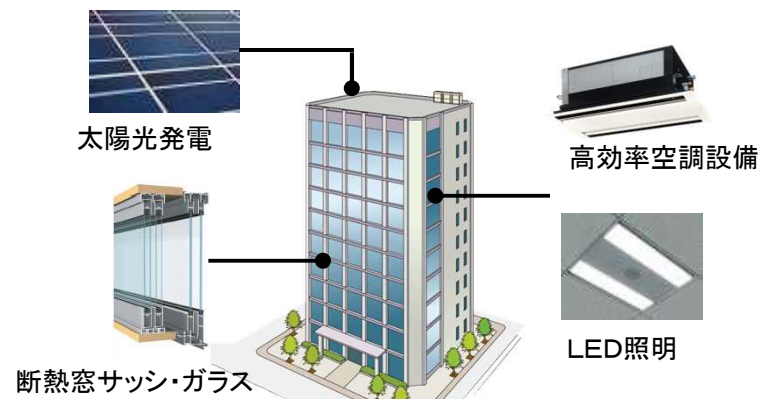
※「外皮平均熱貫流率」

= 外皮総熱損失量 / 外皮総面積

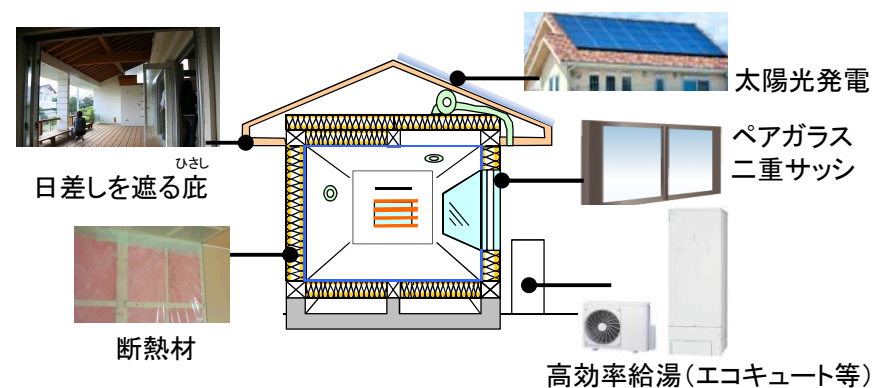


省エネ性能向上のための取組例

【建築物】



【住宅】



一次エネルギー消費性能の概要



◎ 一次エネルギー消費性能 : BEI

$$BEI = \frac{\text{設計一次エネルギー消費量}^{\ast}}{\text{基準一次エネルギー消費量}^{\ast}}$$

※事務機器等、家電等エネルギー消費量(通称:「その他一次エネルギー消費量」)は除く

省エネ基準 : **BEI ≤ 1.0**

(適合義務、届出義務、説明義務等で適用)

誘導基準 : **BEI ≤ 0.6** (事務所等、学校等、工場等)

(性能向上計画認定で適用)

0.7 (ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等)

0.8 (住宅)

電気の一次エネルギー換算係数について

- 省エネ計算では、建築設備で消費するエネルギー量(電気・熱)を熱量(MJ)に換算して算出するが、電気は、消費した電気(二次エネルギー)そのものの熱量ではなく、一次エネルギー(発電・送電ロスも考慮し、当該電気を作るために発電所において投入されたエネルギー)に換算した熱量により算出。(この際に用いる係数が電気の一次エネルギー換算係数) ※当該換算係数は、省エネ法と整合的に国交大臣告示で規定
- 省エネ法は、改正により「エネルギー」の定義が拡大され、「非化石エネルギーを含むすべてのエネルギー」の使用の合理化を求める枠組みに見直されるとともに、電気の一次エネルギー換算係数についても、火力平均係数(9.76MJ/kWh)から全電源平均係数(8.64MJ/kWh)に見直される方針。
※建築物省エネ法の「エネルギー」の定義は省エネ法の定義を引用。

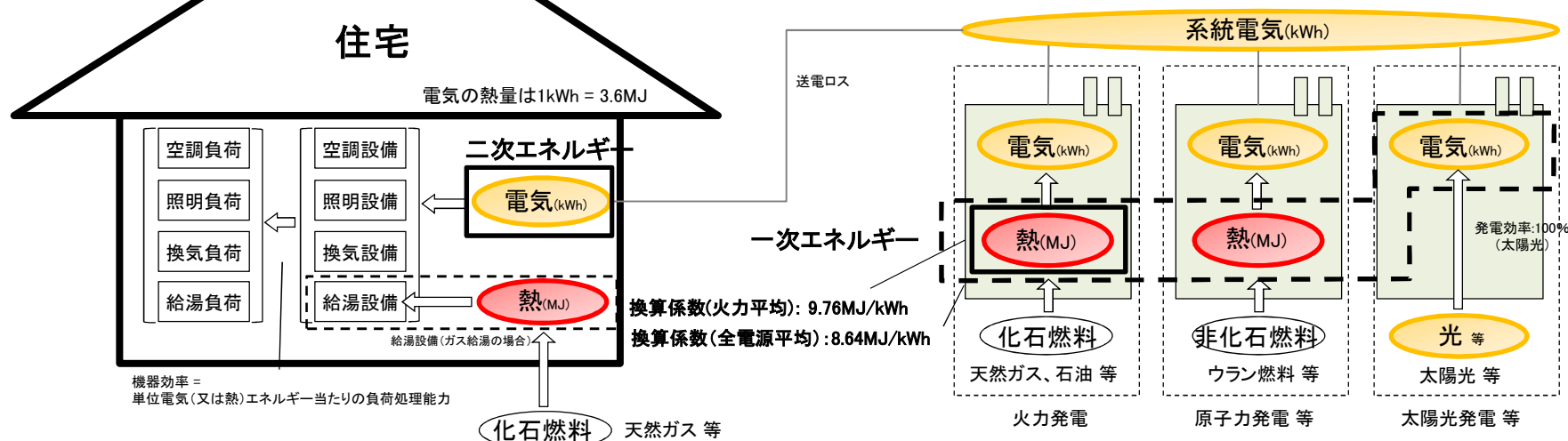
■省エネ計算の方法

$$\text{一次エネルギー消費量 (MJ)} = \text{設備(空調、照明、換気)で消費した電気 (kWh)} + \text{設備(給湯)で消費した熱 (MJ)}$$



消費した電気そのもの(二次エネルギー)の熱量(3.6MJ/kWh)ではなく、
一次エネルギーに換算した熱量(現在は9.76MJ/kWh)で換算

■電気の一次エネルギー換算係数のイメージ



自家発太陽光の取扱いについて

■省エネ計算の方法(太陽光発電設備なし)

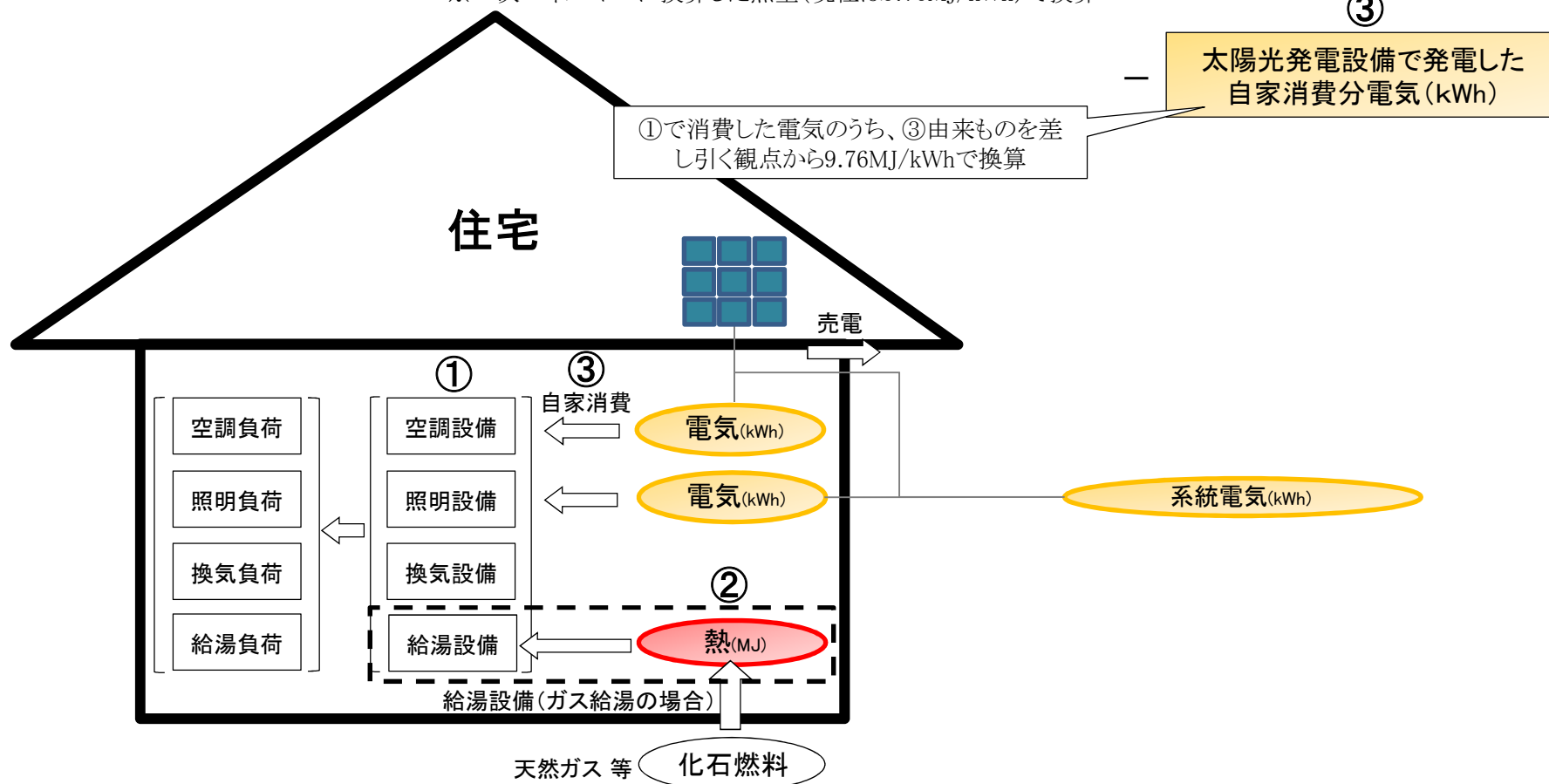
$$\text{一次エネルギー消費量(MJ)} = \text{空調設備、照明設備、換気設備で消費した電気(kWh)} + \text{給湯設備で消費した熱(MJ)}$$

※一次エネルギーに換算した熱量(現在は9.76MJ/kWh)で換算

■省エネ計算の方法(太陽光発電設備あり)

$$\text{一次エネルギー消費量(MJ)} = \text{① 空調設備、照明設備、換気設備で消費した電気(kWh)} + \text{② 給湯設備で消費した熱(MJ)} - \text{③ 太陽光発電設備で発電した自家消費分電気(kWh)}$$

※一次エネルギーに換算した熱量(現在は9.76MJ/kWh)で換算



電気の一次エネルギー換算係数の見直した場合の影響(住宅の場合)

＜換算係数を見直した場合の影響＞ ➡: 一次エネルギー消費量は変わらない ↓: 一次エネルギー消費量が小さくなる
(見直し後係数8.64 / 見直し前係数9.76 = 0.89倍)

	基準 一次エネルギー消費量 (6地域の例)	設計 一次エネルギー消費量①	設計 一次エネルギー消費量②	設計 一次エネルギー消費量③
空調	エアコン【電気】 ↓	エアコン【電気】 ↓	エアコン【電気】 ↓	床暖房【ガス】 ➡
照明	白熱灯【電気】 ↓	白熱灯等【電気】 ↓	白熱灯等【電気】 ↓	白熱灯等【電気】 ↓
換気	第3種換気【電気】 ↓	第3種換気【電気】 ↓	第3種換気【電気】 ↓	第3種換気【電気】 ↓
給湯	ガス給湯器【ガス】 ➡	ガス給湯器【ガス】 ➡	電気HP給湯器【電気】 ↓	ガス給湯器【ガス】 ➡
評価 (BEI= 設計/基準)	—	<u>変わらない</u>	基準と比較して、給湯分のエネルギー消費が小さくため <u>良くなる</u>	基準と比較して、空調分のエネルギー消費が変わらないため <u>悪くなる</u>
太陽光 (創エネ)	—	差し引く創エネ量が <u>小さくなる※</u>	差し引く創エネ量が <u>小さくなる※</u> モデルケースでは 0.04程度	差し引く創エネ量が <u>小さくなる※</u> モデルケースでは 0.02程度

※現行は、太陽光発電による創エネ分は、エネルギー消費としてカウントしないこととして、創エネ量に9.76MJ/kWhを乗じて差し引いている。

電気の一次エネルギー換算係数の見直した場合の影響(非住宅の場合)

<換算係数を見直した場合の影響>

→:一次エネルギー消費量は変わらない

↓:一次エネルギー消費量が小さくなる
(見直し後係数8.64/見直し前係数9.76 = 0.89倍)

	基準 (事務所・病院・学校の例)	設計①	設計②	設計③
空調	空冷HP【電気】 ↓	パッケージエアコン【電気】 ↓	パッケージエアコン【電気】 ↓	ガスHP【ガス】 →
換気	送風ファン【電気】 ↓	送風ファン【電気】 ↓	送風ファン【電気】 ↓	送風ファン【電気】 ↓
照明	Hf蛍光灯【電気】 ↓	LED【電気】 ↓	LED【電気】 ↓	LED【電気】 ↓
給湯	ボイラ【ガス等】 →	ボイラ【ガス等】 →	電気HP【電気】 ↓	ボイラ【ガス等】 →
昇降機	VVVF方式【電気】 ↓	VVVF方式【電気】 ↓	VVVF方式【電気】 ↓	VVVF方式【電気】 ↓
評価 (BEI= 設計/基準)	—	変わらない	基準と比較して、給湯分のエネルギー消費が小さくなるため 良くなる	基準と比較して、空調分のエネルギー消費が変わらないため 悪くなる
太陽光 (創エネ)	—	差し引く創エネ量が 小さくなる※	差し引く創エネ量が 小さくなる※	差し引く創エネ量が 小さくなる※

モデルケース(病院の例)では
0.02程度

モデルケース(学校の例)では
0.05程度

※現行は、太陽光発電による創エネ分は、エネルギー消費としてカウントしないこととして、創エネ量に9.76MJ/kWhを乗じて差し引いている。

建築物省エネ法における対応

＜建築物省エネ法における電気の一次エネルギー換算係数等の取扱い＞

- 電気の一次エネルギー換算係数の取扱いについては、省エネ法と整合的に対応することが基本。
- 前年比で改善を求める省エネ法と異なり、換算係数の見直しにより規制値自体に影響が生じる。
- 2025年4月に控えた省エネ基準への適合の全面義務化は、現行の省エネ基準での対応を求めてきたこと、中小事業者を含め幅広い関係者の混乱を招かないよう対応することが最優先で求められていること、から現行の換算係数により、全面義務化を施行する方針。
- 自家発太陽光については、自家消費分を差し引く現行の取扱いを維持。